

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和6年度）

住 所 大阪市阿倍野区松崎町2-2-25
 阿倍野松崎町NKビル2階
 事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 北野 眞

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ダブルデッカーバス ・ノンステップバス	・ダブルデッカーバス 導入計画なし ・ノンステップバス 導入計画なし	・導入なし

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育の充実	・サービス介助士資格の取得を促進していくことでお客様が円滑にご利用できる介助にむけて、社員への教育を充実する。 ・バリアフリー車両へのスムーズな車椅子移動の教育を充実する。	サービス介助士 77.2%資格保持

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降時の介助	・大阪駅JR高速バスターミナル内にサービス介助士が常駐していることを案内するステッカーを掲示し、お客様の円滑で安全な乗降に必要なお手伝いを実施する。 ・障がい者の方に対し、大阪駅JR高速バスターミナル内では車イスを1台設置しており、引き続き必要に応じて対応できるようにしていく。	お客様の状況にあわせた乗降対応を実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内の充実	大阪駅JR高速バスターミナル内にサービス介助士が常駐していること、車イスをご用意していることをステッカーにより待合室などでご案内する。	大阪駅JR高速バスターミナルにステッカーを提示

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運転士の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な教育訓練の中で、乗務員へのバリアフリー教育を引き続き実施する。 ・ 車イスの取り扱い及び介助に伴う教育訓練を実施する。 	教育訓練37.7%受講

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報活動	当社ホームページにて車いすご利用方法を提示をしている。	実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

本社営業統括部をバリアフリーの主管部とし、さらなる推進体制を構築する。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにより公表する。

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	218	79	72	7			139	139						
年度内に 供用を開始した車 両数	1	1	1											
年度内に 供用を廃止した車 両数	17	5	3	2			12	12						
年度末車 両数	202	75	70	5			127	127						

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。